

令和5年稲敷市農業委員会第12回総会

〔12月11日〕

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）  
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）  
日程 4 報告第3号 農地法第5条（届出）  
日程 5 報告第4号 農地法第18条（通知）  
日程 6 議案第1号 農地法第3条（委員会）  
日程 7 議案第2号 農地法第4条事業計画変更申請  
日程 8 議案第3号 農地法第4条（知事）  
日程 9 議案第4号 農地法第5条（知事）  
日程10 議案第5号 現況証明（農委処分）  
日程11 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）  
日程12 議案第7号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】  
日程13 議案第8号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項  
（農用地利用配分計画の公告）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 議案第1号  
日程 7 議案第2号  
日程 8 議案第3号  
日程 9 議案第4号  
日程10 議案第5号  
日程11 議案第6号  
日程12 議案第7号  
日程13 議案第8号

---

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君

3番	横田 悌次君	13番	山口 和彦君
4番	遠藤 一行君	14番	篠崎 惣壽君
5番	村山 文雄君	16番	高須 一郎君
6番	木内 昌秀君	18番	川島 昇君
7番	吉田 武君	19番	根本 脩君
8番	内田 和新君		
9番	宮本 信夫君		
10番	黒田 和夫君		

#### 欠席委員

17番 篠崎 文夫君

---

#### 出席説明員

農業委員会事務局長	中島 臣哉君
農業委員会事務局長補佐	森田 勝君
農業委員会事務局係長	宮本 祐司君
農業委員会事務局主査	平沢 心平君

---

#### 午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和5年12月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、17番篠崎文夫委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん8名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

---

#### 日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は18番川島昇委員、1番墳本典勇委員の両名を指名いたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。

議案書1ページをお開き願います。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出3件でございます。申請番号1番 四ツ谷字中割、田2筆、4, 190㎡、申請番号2番 結佐字下結佐 田1筆、2, 503㎡、申請番号3番 椎塚字中郷、田3筆、8, 570㎡になります。いずれも、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから14ページまでの16件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

日程4 報告第3号 農地法第5条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第5条（届出）」について報告いたします。

議案書15ページでございます。農地法第5条第1項第7号の規定に基づく、市街化区域内の権利移

動を伴う農地転用のための届け出3件でございます。申請番号1番、江戸崎字荒匂、畑1筆、903㎡について、受け人が、社宅用地として利用するものです。申請番号2番、江戸崎字荒匂、畑1筆、497㎡について、受け人が隣地の保全として利用するものであります。申請番号3番、柴崎字四反田、田1筆、1,147㎡について、受け人が太陽光発電施設用地として利用するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程5 報告第4号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第4号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第4号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書16ページから23ページまでの13件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から4番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号5番から13番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程6 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号17番から19番につきましては、関連する案件がありますので、議案第4号で一括して審議いたします。申請番号1番から16番について、事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 24ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

申請番号1番から16番でございます。売買による所有権移転件9件、賃借権の設定7件でございます。

申請番号1番 月出里字上林、畑2筆、10,443㎡、申請番号2番 太田字中郷、田4筆、9,384㎡についてでございますが、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号3番 桑山字浦向、田2筆、2,694㎡についてでございますが、受人がいちご栽培事業を実施するために、賃借権の設定をするものでございます。なお栃木県壬生町農業委員会発行の耕作証明書が添付されております。

申請番号4番 羽生字八幡馬場、畑2筆、1,076.87㎡、申請番号5番 羽生字八幡馬場、畑

1筆、778.83㎡、申請番号6番 羽生字八幡馬場、畑1筆、982.8㎡、申請番号7番 犬塚字稲干場、畑1筆、5,893.55㎡、申請番号8番 月出里字花指、畑1筆、3,121.39㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、解除条件付きで賃借権の設定をするものでございます。

申請番号9番 月出里字弥五郎治、畑2筆、10,889㎡についてでございますが、受人が農業法人として農業経営を開始するため、解除条件付きで賃借権の設定をするものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号10番 鳩崎字余郷入、田1筆、3,382㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。なお美浦村農業委員会発行の耕作証明書が添付されております。

申請番号11番 太田字笹前、田1筆、1,127㎡、申請番号12番 市崎字沼田、田1筆、504㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号13番 新橋字市崎、田3筆、11,901㎡、申請番号14番 八筋川字八郎田、田1筆、478㎡、申請番号15番 甘田字後田、他2地区、田4筆、4,292㎡についてでございますが農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号16番 佐原組新田字釜井、他1地区、田9筆、13,677㎡についてでございますが受人が稲敷市収納課が行った不動産公売において最高価格申込者となったものであります。受人には9月総会において買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から16番までの説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。申請番号1番について、報告いたします。

12月3日に木野内推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。乾燥調製は委託です。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番から9番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号2番について、報告いたします。

12月6日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。続いて、申請番号3番について、報告いたします。

12月6日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受

人は主にいちごを栽培している農業法人であります。農地所有適格法人の要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター、栽培ハウス設備を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。続いて、申請番号4番から8番について、報告いたします。

12月6日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に太陽光発電事業を営んでいる法人です。農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、耕作されなくなった時は、賃借権を解除する条件付きで許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。続いて、申請番号9番について、報告いたします。

12月6日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に新規農業を営む法人です。農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、耕作されなくなった時は、賃借権を解除する条件付きで許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号10番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○9番（宮本信夫君） 9番宮本です。申請番号10番について、報告いたします。

12月2日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。乾燥調製は委託です。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号11番、12番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号11番、12番について、報告いたします。

12月4日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は280日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号13番、14番、15番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。申請番号16番につきましては、公売による申請でありますので、調査報告は省略いたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から16番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程7 議案第2号 農地法第4条事業計画変更申請

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第4条事業計画変更申請」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 29ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条事業計画変更申請」でございます。

申請番号1番 桑山字境町他1地区、田31筆、38,808.07㎡についてですが、令和3年10月総会で許可をし、事業期間を延長承認いたしました事業の再度の期間延長に伴う事業計画変更でございます。期間が令和5年12月31日までの許可内容でしたが、令和6年12月31日まで延長するものでございます。なお、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可期間の延長についても協議中であり、別紙審査表のとおり農地転用基準に該当するものと考えられます。以上、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号1番について、去る6日木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農地改良の期間延長であり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条事業計画変更申請」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程8 議案第3号 農地法第4条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第4条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 32ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第4条（知事）」でございます。

申請番号1番 羽生字岡平、畑5筆、0.52㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。580ワットパネルを180枚設置し、下部農地でサツマイモを栽培する計画で経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。これで、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。申請番号1について、去る6日、永野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第4条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第4号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号7番から9番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番から6番について事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 33ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 上根本字鍛冶屋台他1地区、畑3筆、1,119㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル144枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれ



た小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号2番 寺内字上の原、畑1筆、676㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル120枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号3番 下太田字上ノ原、畑1筆、32.96㎡についてですが、農地区分は、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人が太陽光発電施設設置のための一時的な工事車両の通行や資材置場が必要であるため、申請に及んだものでございます。一時転用期間は、令和6年3月31日までの期間で、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表が提出されております。

申請番号4番 神宮寺字外馬場、畑1筆、659㎡についてですが、農地区分は、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人が工場建設のための一時的な工事車両の通行や資材置場が必要であるため、申請に及んだものでございます。一時転用期間は、令和6年6月30日までの期間で、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表が提出されております。

申請番号5番 佐倉字佐倉原、畑1筆、1,094㎡についてですが、申請地は、市街化調整区域で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在、借家に居住しておりますが、将来を考え自己住宅及び農業用物置を建築するものでございます。事業計画は、住宅が軽量鉄骨2階建1棟123.65㎡、農業用物置が木造平屋建1棟178.86を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は、合併浄化槽にて処理する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしました。農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号6番 佐倉字東坪、畑2筆、727㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、550ワットパネル113枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。これで、議案第4号申請番号1番から6番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。申請番号1番について、去る6日、沼崎推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号2番、3番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号2番、3番について、去る6日、松田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、申請番号2番については、太陽光発電施設用地として利用するものであり、申請番号3番については、一時的な工事車両の通行及び資材置場用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号4番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。申請番号4番について、去る6日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、一時的に工事用車両の通行及び資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号5番、6番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○9番（宮本信夫君） 9番宮本です。申請番号5番、6番について、去る6日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、申請番号5番については、農家住宅用地として利用するものであり、申請番号6番については、太陽光発電施設用地として利用するものであります。周辺農地に迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号1番から6番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号申請番号17番から19番、議案第4号申請番号7番から9番について、いずれも所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 27ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号17番 羽生字八幡馬場、畑4筆、1,058.45㎡、申請番号18番 犬塚字稲干場、畑1筆、1,205.22㎡、申請番号19番 月出里字花指、畑1筆、1,190.75㎡についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。次に35ページをお開き願います。

議案第4号 申請番号7番 犬塚字稲干場、畑1筆、0.45㎡、申請番号8番 月出里字花指、畑1筆、0.61㎡、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。

申請番号9番 羽生字八幡馬場、畑4筆、0.50㎡、非線引き区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。いずれも、申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。

申請番号7番、8番は580ワットパネルを204枚、申請番号9番は580ワットパネルを180枚設置し、下部農地でサツマイモ栽培する計画で経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。以上、議案第1号、申請番号17番から19番及び議案第4号、申請番号7番から9番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号申請番号17番と議案第4号申請番号9番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。議案第1号、申請番号17番及び議案第4号、申請番号9番の営農型太陽光発電について、去る6日、永野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。続きまして、議案第1号申請番号18番、19番と議案第4号申請番号7番、8番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番（横田悌次君） 3番横田です。議案第1号、申請番号18番、19番及び議案第4号、申請番号7番、8番の営農型太陽光発電について、去る6日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号申請番号17番から19番、議案第4号申請番号7番から9番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

日程10 議案第5号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 36ページをお開き願います。

議案第5号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付9件でございます。

申請番号1番 下君山字栗山、畑1筆、1,242㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号2番 幸田字塚田、田1筆、978㎡についてですが、27年以上前より駐車場として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号3番 町田字稲子田他1地区、田1筆、畑2筆、1,005㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号4番 月出里字上林、畑4筆、2,887㎡、申請番号5番 岡飯出字大日、田2筆、畑1筆、1,820㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号6番 岡飯出字岡飯出他1地区、田2筆、畑2筆、425㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号7番 神宮寺字馬場、畑1筆、826㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号8番 江戸崎字荒匂、畑1筆、21㎡、申請番号9番 江戸崎字小角、畑2筆、1,030㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書、顛末書が添付された申請になります。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。申請番号1番について、去る6日、村山委員と推進委員の岡野委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番、3番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号2番、3番について、去る6日、内田委員と推進委員の板橋委員、中沢委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号2番については、27年以上前より駐車場として、申請番号3番については、20年以上前より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番（横田悌次君） 3番横田です。申請番号4番について、去る6日、山下委員と推進委員の古渡委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番、6番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。申請番号5番、6番について、去る6日、吉田委員と推進委員の永野委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号5番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であることから、非農地と判断します。申請番号6番については、20年以上前より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号7番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。申請番号7番について、去る6日、野口委員と推進委員の田中委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号8番、9番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。申請番号8番、9番について、去る6日、横田委員と推進委員の清原委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。いずれも20年以上前から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

日程11 議案第6号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第6号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(森田 勝君) 39ページをお開き願います。

議案第6号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、16件、53筆、111,590㎡、再設定が、7件、40筆、22,437㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

日程12 議案第7号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第7号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(森田 勝君) 55ページをお開き願います。

議案第7号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、6件、31筆、72,345㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

日程13 議案第8号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第8号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 60ページをお開き願います。

議案第8号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

再転貸が9件、12筆、42,815㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第8号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和5年12月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。  
大変御苦労さまでございました。

午後3時10分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

18番委員 川 島 昇

1番委員 墳 本 典 勇